

○周防大島町地域公共交通計画策定支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、周防大島町地域公共交通計画策定支援業務委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、周防大島町地域公共交通計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、プロポーザル方式の選定において次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 選定委員会は、5名の委員で構成し、周防大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和3年周防大島町告示第84号。以下「協議会設置要綱」という。）

第3条に規定する委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 周防大島町長又はその指名する者 1名
- (2) 住民又は利用者の代表 2名
- (3) 道路管理者の代表 1名
- (4) 運営上必要と認める者の代表 1名

(委員長)

第4条 選定委員会には委員長を置き、協議会設置要綱第5条第1項に規定する会長をもって充てる。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第2条の選定が終了するまでとする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会の会議は、非公開とする。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 選定委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月22日から施行する。